

(財)東京市政調査会理事長 西尾勝氏 「東京都交友会60周年記念大会・記念講演」より

基本認識

- 浮ついた論議に基づく道州制導入については、慎重的立場
 - ・自民党時代の道州制構想は、分権的でなく集権的
 - ・道州制実現のためには、市町村の大幅統合が必要との主張が存在
 - ・実現には強い指導力のある内閣が必要。現状はその力なし
- 当面の道州制ビジョンの議論は下火となるが、国の出先機関の廃止を追求していけば、再燃の可能性大
 - ・権限委譲に併せて、都道府県に代えて新たな地方政府としての道州制の検討
- 道州制議論を現実を踏まえたものとするために、道州制下での東京圏をどう考えるかを発信することが必要

道州制導入における東京圏の課題

- 区割りによっては東京圏の道州の人口と財政力が突出して、その他の道州との均衡を失する
 - ・関東圏（1都6県）の区画での人口4,000万人、東京圏（1都3県）の区画での人口3,000万人で、いずれも総人口の4分の1以上の規模に
- 上記を是とした場合、東京圏道州知事の政治的権威は、国の内閣総理大臣のそれと肩を並べかねない
 - ・東京圏の道州について、政府形態と所掌事務の範囲において、他の道州と異なる特例措置が必要
- 道州制施行に際し、現行の都区制度の扱いは難しい
 - ・道州制導入にあたり、各県との対等合併では現行都区制度の維持は困難
 - ・反対に、都区制度維持のため各県を都が編入合併すると、各県の反発は強い
 - ・都区制度の再編成については、有識者間でも多様な意見があり、合意形成は難しい

西尾私案

- 東京圏の道州区画は、社会経済的実態に合わせ1都3県の区域
- 東京圏の道州は1都3県の広域連合機構とし、これまでの1都3県は存置
 - ・道州の広域連合機構は、東京圏計画の策定をはじめ、国の出先機関から移譲される事務権限のうちの広域的な事務権限のみを所管
- 東京圏の道州の広域連合機構の首長は東京都知事が兼任
- 警察機能を分解
 - ・政治、企業犯罪、暴力団、麻薬、銃砲等の取締等を国家警察の直轄とし、道州又は都県の警察には市民生活を一般犯罪から防衛するための機能
- 都心5区の区域を統合し東京市を設置。他の18区は市に改め、東京都を東京府に。東京市は政令指定都市とし、管内に行政区を設置

【西尾私案のねらい】

- ・東京圏の道州を強力なものにしてはならない
- ・東京一極集中に対する地方圏の対抗力を強化すべき

道州制ビジョンへの見解

- 全国一律の道州制構想をやめ、標準型と特例型の混在を許容
- 北海道と沖縄道については、東京圏と関西圏とは別の意味での特例型とする
- 道州制は都道府県制に代わるものとする大前提をおかず、その必要があると認められる道州では、道州の下に都府県を存置する余地残す
- 政府体系を大きく変革する際には、一定期間の経過措置など、柔軟な対応が不可欠。明治の地方制度設計に際し、市町村、郡、府県という三層構造を採用し、後に郡を廃止し市町村と府県の二層構造に改めた知恵に学ぶべき